連携協定を活用した三陸観光振興プロモーション業務

業務仕様書

令 和 6 年 5 月 岩 手 県

業務仕様書

この「業務仕様書」は、岩手県(以下「県」という。)が実施する「連携協定を活用した三陸観光振興プロモーション業務」(以下「本業務」という。)に係る委託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者(以下「受託者」という。)に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者(以下「参加者」という。)の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の概要

(1) 目的

株式会社ポケモンとの連携により、三陸地域を核とした広域周遊観光と交流人口の拡大 に向けて、いわて応援ポケモン「イシツブテ」を活用し、モバイル端末(スマートフォン 等)を使用したスタンプラリーを実施するもの。

(2) 業務名称及び数量

「連携協定を活用した三陸観光振興プロモーション業務」一式

(3) 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日(金)まで

(4) 委託料の上限額

2,518,010円 (消費税及び地方消費税を含む)

2 業務の仕様に関する事項

本業務の受託者は、本事業の目的及び以下の事項を踏まえ、いわて応援ポケモン「イシツブテ」を活用した、三陸地域の周遊観光及び交流人口の増加、三陸鉄道の利用促進を図るための効果的なラリーを企画、実施すること。

(1) スタンプラリーの実施

ア いわて応援ポケモン「イシツブテ」を活用したスタンプラリーを実施し、三陸地域の 周遊観光及び交流人口の増加、三陸鉄道の利用促進を図る企画とすること。

なお、実際に三陸鉄道に乗車させる工夫を凝らすこと。

- イ ラリー実施期間は7月下旬から8月上旬を始期とする4カ月間とすること。 なお、具体のラリー期間については、県と協議の上、調整すること。
- ウ モバイル端末 (スマートフォン等) を使用して参加するデジタルスタンプラリーとすること。

また、ポイント制のスタンプラリーとすること。

エ カテゴリー及びスタンプ取得スポット(以下「スポット」という。)等については、以 下のとおりとすること。

カテゴリー	スポット		克 須 七 辻	取得ポイント
	設置場所	設定数	取得方法	以付かイント
ポケふた**1	沿岸 13 市町村ポケふた*1	13	GPS 認証	(提案すること)
ポイント	イシツブテ公園ポケふた*1	1	GPS 認証	(提案すること)
三鉄	三陸鉄道車両内	1 * 2	QR コード	(提案すること)
ポイント	三陸鉄道主要駅	4	QR コード	(提案すること)
イベントポイント	ラリー期間中に開催する	1	QRコード	(提案すること)
	ポケモン関連のイベント	1		
	県内のコラボ商品取扱店	3	QR コード	(提案すること)

- ※1 「ポケふた」とは「ポケモンマンホール」のこと。
- ※2 三鉄ポイントは、三陸鉄道が所有する全26車両に同じQRコードを設置するもの。 オ 具体のスポットの設定は、県と協議の上、決定すること。
- カ 三鉄ポイント、ポケふたポイント、イベントポイントの順に高いポイント設定とする こと。

(2) システム構築

ア モバイル端末でウェブブラウザを使用したスタンプラリーを実施するためのシステム を構築すること。

なお、既存のシステムの利用または新規の制作のいずれも可能とする。

- イシステムを運用するために必要なサーバーやドメイン等は受託者で手配すること。
- ウスタンプ取得に使用するモバイル端末は、参加者個人が所有する端末とすること。
- エ 参加者がモバイル端末でスタンプラリーの専用ウェブページにアクセスし、利用規約 への同意及びスタンプラリー参加者の属性(年齢、性別、居住地域等)の登録を行い、 各参加者を識別できるものにすること。
- オ 上記(1)エで指定するカテゴリー及びスポットをシステムに設定すること。
- カ スタンプは、参加者がスポットに出向き、上記(1)エの表で指定する方法で取得できるようシステムに設定すること。

併せて、提案する取得ポイントについても、システムに設定すること。

キ 取得方法が GPS 認証であるスポットについては、スタンプの取得範囲(指定座標からの半径距離)を設定すること。

ただし、スタンプ取得地点同士が近接することで、意図した地点と異なるスタンプを 取得してしまう可能性が高い場合は、県と協議の上、スタンプの取得範囲や座標の調整、 スタンプ取得地点自体の再設定を行うこと。

- ク スポットは、マップに表示できるものにすること。なお、スポットまでの経路表示ができるものにすること。
- ケースポット毎に、説明文を表示できるものにすること。
- コ スポット毎に、周辺の観光施設等の情報を3か所以上紹介できるものにすること。
- サ 参加者が自身のモバイル端末から景品の応募ができるものにすること。

- シ スタンプ取得時と異なるブラウザーや機種でアクセスし、取得したスタンプが消えた 場合等に、参加者自身がそれまでのスタンプ取得状況を復旧することができる機能を設 けること。
- ス スタンプラリー開催期間中に内容の変更が生じた場合は、随時対応すること。

(3) システム維持管理

- ア 安定してシステムを運用できるよう、保守・管理すること。
- イ 契約期間中に不具合が確認された場合は、速やかに修正すること。

(4) 問い合わせ対応

- ア参加者からの問合せは、県が対応することとし、メールでの受付とする。
- イ 問合せの対応時間は、土曜日及び日曜日、祝休日を除く午前9時から午後5時までと する。
- ウ 県の対応が困難な問合せがあった場合は、県と協議の上、対応を決定すること。
- エ 対応時間帯を変更する場合は、県と協議の上、決定すること。

(5) デジタルスタンプの制作

ア ポケふたポイント、三鉄ポイント及びイベントポイントとして取得できるデジタルス タンプについて、県と協議の上、それぞれ制作すること。

イデザインの経費は委託料に含まれること。

(6) ポスター及びリーフレットの制作

- ア スタンプラリーについて周知するため、スポット及び周辺観光施設等に配布するポスター及びリーフレットを制作すること。
- イ ポスターは、サイズは A2、300 部以上作成すること。
- ウ リーフレットは、サイズ A4、10,000 部以上作成すること。
- エ デザイン・印刷・輸送等の経費は委託料に含まれること。
- オ ポスター及びリーフレットの発送先や数量については、県と協議の上で決定し、対応 すること。
- カポスター及びリーフレットの発送が完了したことが分かる資料を保存すること。

(7) QR コードの台紙の制作

ア QR コードの読み取りにてポイントを取得するスポットに設置する、QR コードを印字した台紙を制作すること。

イ デザイン・印刷・輸送等の経費は委託料に含まれること。

(8) 景品の設定及び手配

ア 景品の枠組みについては、以下のとおりとすること。

	相当金額	数量(目安)	内容 (イメージ)
特賞	10,000 円相当	5 個	県産品コラボ商品 (新規制作)
三鉄賞	3,000 円相当	30 個	三鉄コラボ商品(新規制作)
イシツブテ賞	3,000 円相当	20 個	㈱ポケモン提供商品
ローカル Acts 賞	3,000 円相当	20 セット	ローカル Acts コラボ商品
市町村賞	3,000 円相当	26 セット	沿岸 13 市町村協賛品

イ 景品の内容、用意する数量については県と協議の上で決定し、手配すること。

なお、協議の上で、上記アの内容に変更が生じることを妨げるものではないもの。

- ウ 景品の制作・購入 (特賞・三鉄賞・ローカル Acts 賞) にかかる経費は委託料に含まれること。
- エ 新規に制作する景品は、サンプル制作にかかる経費についても委託料に含まれるもの。
- オ 応募条件について、本事業の目的が十分に達成されるよう、上記(1)エにおけるカテゴ リー及びスポット、受託者が提案する取得ポイントを活用して設定すること。
- カ 景品の応募期間はスタンプラリー実施期間と同期間とすること。

(9) 景品の抽選及び当選者への発送

- ア 景品の抽選は受託者が行うこと。
- イ 当選者への景品の発送は、原則として受託者が行うこと。
- ウ 当選者への景品の発送は、スタンプラリー期間終了後、速やかに完了すること。
- エ 当選者への景品の発送にかかる経費は委託料に含まれること。
- オ 当選者への景品の発送が完了したことが分かる資料を保存すること。

(10) ホームページの制作及び管理運営

ア スタンプラリー専用のホームページを制作し、スタンプラリーに係る情報(参加方法、 応募条件、景品等)を発信するとともに、委託期間中の管理運営を行うこと。

イ スタンプラリーの開始日の前日までにホームページを公開すること。

(11) スタンプラリー参加者等の集計及び分析

ア 受託者は、スタンプラリー参加者の属性(年齢、性別、居住地域等)、参加者のスタンプ獲得状況、各スポットのスタンプ取得状況等について集計及び分析を行い、レポートにて提出すること。

(12) その他

ア 上記のほか本業務の目的を達成するために効果的な企画について、予算額の範囲内で 提案することを妨げるものではないもの。

なお、提案内容に要する経費は委託料に含まれること。

- イ 本業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症等の社会情勢を勘案し、柔軟 に対応すること。
- ウ いわて応援ポケモン「イシツブテ」に関係する素材を使用する場合は、県が所有する 素材を使用可能であるもの。
- エ 本業務の実施にあたっては、県のほか、株式会社ポケモン(以下「ポケモン社」という。)の監修が必要であることから、状況に応じてポケモン社と直接調整等を行うこと。
 - (例:(5) デジタルスタンプの制作、(6) ポスター及びリーフレットの制作、(8) 景 品の設定及び手配、(10) ホームページの制作及び管理運営 等)
- オ その他業務の詳細については、県と協議の上、実施すること。

3 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委 託の内容、再委託先(称号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項 を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その 理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要 な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に県に対して文書により通 知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県と協議の上、定めること。

また、この業務において取得した備品(岩手県物品管理(昭和42年3月28日規則第18号)第6条に定める備品)については、業務終了後、県に帰属する。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者 に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例(平成13年3月30日岩手県条例第7号)を遵守しなければならない。

(7) 目的外使用等の禁止

受託者は、本業務に係るデータ等について受託業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(8) 複写及び複製の禁止

受託者は、県の指示によるものを除き、本業務に係るデータ等を複写し、又は複製して はならない。

(9) 書類の保管

本業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和 12 年 3 月 31 日まで保存する ものとする。

(10) 委託金額の積算

本業務に要した経費の実績額が委託金額を下回る場合は、当該金額をもって委託金額とすること。

(11) その他

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うもの。

4 その他の留意事項

- (1) 新型コロナウイルス等の社会情勢を勘案し、県はラリーの中止又は代替措置の実施を指示することがある。
- (2) 受託者は、やむを得ない事情により、本業務を実施することが困難となったときには、 遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示に従うこと。
- (3) この業務仕様書により難い事情が生じたとき、又はこの業務仕様書に疑義が生じたときは、 県と協議の上、決定するものとする。